

吊り荷落下による重傷事故が発生！

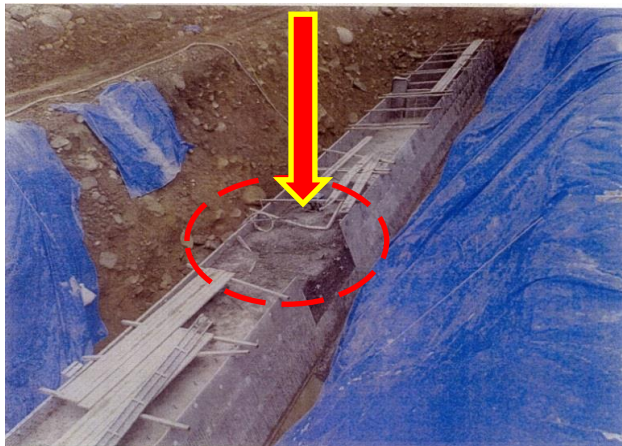
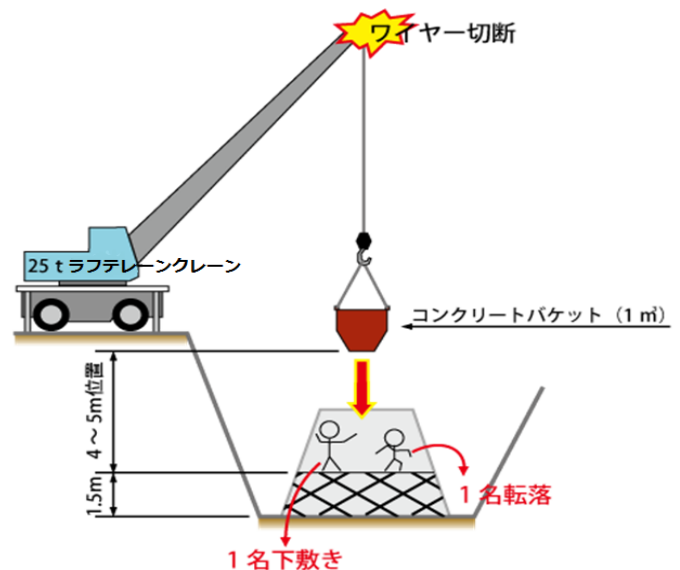
年末を迎え、新年を迎える準備が進むこの時期に、近畿地方整備局管内で工事関係者の重傷事故が発生いたしました。詳しい原因については現在調査中ですが、概要を記載します。

○事故概要

第1垂直壁のコンクリート打設時、25tラフテレーンクレーンで1m³級コンクリートバケットをつり上げて作業をしていたところ、バケットが地上約6mの地点で、クレーンのワイヤーが切れ打設箇所の型枠と足場板の上に落下。落下したバケットの勢いで、足場板が折れ曲がり、その足場板上にいた作業員Aが垂直壁上流側の床掘面に転落。また、コンクリートの均し作業をしていた作業員Bが、倒れてきたバケットに右足を挟まれて膝下を切断した。



クレーンのワイヤーが切れ、上の写真に示すコンクリートバケットが落下



吊り荷作業を伴う現場では注意が必要です。

○事故原因

原因等詳細については現在、詳細を調査中。想定される要因としては以下のとおりです。

- ①クレーンのオペレーターが、朝礼に出席しておらず、始業前点検が不十分だった。
- ②作業中、クレーンの異音を作業員から指摘されていたが、そのまま作業を継続した。
- ③吊り荷の軌道に近い場所で作業をしていた。
- ④クレーンのワイヤーに欠陥があった。
- ⑤コンクリート打設作業の手順書が作成されていないかった。
- ⑥クレーン業者が特定自主点検を怠っていた。

○再発防止策

当該現場では、次の対策を実施。

- ①臨時安全教育を実施。朝礼全員出席を徹底。
- ②クレーン異音、過負荷警告灯を作業時確認、異常時には作業を中止。（手順書に明記）
- ③クレーンつり上げ時、玉かけ警報器を作動させる。作業員にも注意喚起を行う。（手順書に明記）
- ④クレーン利用を伴うコンクリート打設、均しでは、作業の離隔を4m以上とる。（手順書に明記）
- ⑤ワイヤー点検記録の提出、確認を行う。
- ⑥作業手順書（クレーン操作を含む）の作成、周知を行う。
- ⑦クレーンの点検簿の提出、確認を行う。（法定点検、年次、月例点検時の提出確認、日常点検の実施）
- ⑧クレーンの責任者（資格者）、点検記録の明示・見える化。（個々の重機に貼り付け）

吊り荷を伴う作業の関連法令



吊り荷を伴う作業に関連する法令には次のものがあります。

労働安全衛生法

第六章 労働者の就業に当たっての措置

第五十九条（安全衛生教育）事業者は、労働者を雇い入れた時は、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生の為の教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる時は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則

第三十六条（特別教育を必要とする業務） 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

十五 次に掲げるクレーン（移動式クレーン（令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の運転の業務

イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨線テルハ

クレーン等安全規則

第七十八条（作業開始前の点検）事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、巻過防止装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能について点検を行わなければならない。

年末・年始を迎えるにあたって

この時期から年度末にかけては、作業が輻輳することもあり、工事事故の発生が増加する傾向にあります。

・建設現場は天候の影響を強く受けるため、作業能力・思考能力が低下しがちになり、事故が発生する確率が高くなっています。

・今一度、現場及び周辺の安全確認を行い、作業員全員に対して安全施工を行うように周知徹底しましょう。

・また、休日期間中の現場における盗難にも、注意しましょう。

安全な現場のために

年末年始は現場の管理が難しくなります。安全な現場のためには次の事項に注意しましょう。

・作業の休止期間は特に、工事区域内への第三者（特に子供）進入防止のため、バリケード・看板等の安全設備の充実を図り、立入禁止区域を明確にしましょう。

・現場内資材の整理整頓・飛散防止・可燃物の片付け・出入り口の施錠等を確実に実施しましょう。



年末年始を無事故で乗り切りましょう！
ご安全に！